

令和6年11月5日
【防衛省】

【概要書】

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する
法律に基づく海賊対処行動について

標記の報告書を衆議院事務総長に提出いたしました。

連絡先は省略。

海賊対処行動に関する新たな対処要項について（概要）

1. 趣旨

ソマリア沖・アデン湾における自衛隊の海賊対処行動については、現行の対処要項による海賊対処行動を命ずる期間が本年11月19日までとされているところ、同日以降も海賊対処行動を継続するため、新たな対処要項を作成する。

2. 海賊対処行動の必要性

ソマリア沖・アデン湾における海賊事案の発生件数については、自衛隊が活動を開始した平成21年から23年当時には年間200件以上発生していたが、自衛隊を含む各国部隊による海賊対処活動や民間船舶の自衛措置といった国際社会の継続的な取組により、現在は、低い水準で推移している。他方、海賊を生み出す根本的な原因であるソマリア国内の貧困等は未だ解決しておらず、状況には依然として変化が見られない。各国部隊も活動を継続しており、我が国としても、極めて重要な海上交通路であるソマリア沖・アデン湾における航行の安全確保に万全を期し、国際協調主義に基づき、国際社会の平和と安定に引き続き貢献していくことが重要である。

これらの状況を踏まえれば、本年11月20日以降も、自衛隊がソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動を継続する必要がある。

3. 現行の対処要項からの変更点

(1) 海賊対処行動の必要性

変更なし

(2) 海賊対処行動を行う海上の区域

変更なし

(3) 海賊対処行動を命ずる自衛隊の部隊の規模及び構成並びに装備並びに期間 ア「規模及び構成」

変更なし

イ「装備」〔3（2）イ関連〕

令和5年11月に閣議決定された対処要項では、固定翼哨戒機P-3Cを2機から1機に変更するに当たり、令和4年11月に閣議決定された対処要項に基づきジブチに派遣されていた固定翼哨戒機P-3C2機のうち1機が本邦に帰投するまでの間は、固定翼哨戒機P-3Cの機数を2機とする旨を記載していたが、令和5年12月に1機が本邦に帰投し1機体制となったことから、当該記載を削除する。

ウ「期間」

上記2に示したとおり、当分の間、自衛隊による海賊対処行動を継続しなければならないことが見込まれるため、命ずる期間を令和6年11月20日から令和7年11月19日までの1年間とする。

(4) その他海賊対処行動に関する重要事項

変更なし